

○総務省告示第二百六十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十六年七月三十一日

総務大臣 新藤 義孝

第4の表中

「

207.5MHz以上222MHz以下
--------------------

」

を

「

99MHzを超え108MHz以下
207.5MHz以上222MHz以下

」

に

改める。